

先遣隊について

(1) 先遣隊の目的：

- ①大規模な災害が発生した場合、災害看護の専門家として現地に入り、看護ニーズ等の情報収集とアセスメントを行い、必要な看護支援を明確にする。具体的には、優先される看護ニーズへの応急的な看護支援を行いながら、アセスメントを継続し、必要に応じた支援体制作りのサポートや他機関との連携調整を行う。
- ②本活動は原則として国内の災害を対象とし、活動を通して知識の蓄積により災害看護学の構築に貢献する。

(2) 活動期間と調整：

- ①先遣隊活動期間、派遣調整は、理事長、副理事長と連絡調整を図りながらネットワーク活動委員長が行う。
- ②発災から3日以内に現地に入り、その後、原則として活動開始日から1ヵ月間を先遣隊活動期間とする。
- ③活動期間は、原則として1名につき3日間以上5日以内（最大でも1週間以内）とする。
- ④活動の目的、メンバーのストレス・疲労等を考慮し、現地の状況によっては、必要に応じて交代は可能とする。

(3) 先遣隊登録者：

- ①本活動の目的を果たすことができる災害看護のエキスパートを先遣隊登録者とする。
- ②先遣隊登録者は、事前登録を行う。登録する場合は理事会で承認を得る。
- ③先遣隊等登録者の任期は、一般社団法人日本災害看護学会定款施行細則に基づき理事の任期と同様とし再選を妨げない。その任について、更新、あるいは脱退する場合は、担当理事に申し出て、理事会の承認を得る。
- ④先遣隊登録者で、かつ調査調整部メンバーである場合には、どちらか一方の活動を選択することもできる。

(4) 先遣隊登録基準：

先遣隊登録基準は以下のとおりとする。

- ①災害看護の知識の蓄積に貢献していること
- ②ネットワーク活動の目的を理解していること
- ③ネットワーク活動委員会、調査調整部の経験があることが望ましい
- ④国内外での災害医療・災害看護支援活動の経験があり、リーダーシップが取れること
- ⑤災害医療・看護に関連する講義・研修等の講師経験またはそれと同等の以上の知識があること
- ⑥本学会員であること

以上の基準により、総合的に理事会の審議を経て、理事長の任命を受けるものとする。

<先遣隊登録者 2021.8.17 現在>

氏名	所属	氏名	所属
池田 載子	大阪赤十字病院	佐々木 久美子	日本赤十字秋田看護大学
伊藤 明子	九州国際赤十字看護大学	立垣 祐子	神戸常盤大学
臼井 千津		寺田 英子	
太田 晴美	東北文化学園大学	西上 あゆみ	藍野大学
大野 かおり	兵庫県立大学	畠山 典子	大阪市立大学
小原 真理子	清泉女学院大学	花房 八智代	福井県立病院
河原 宣子	京都橘大学	原田 奈穂子	宮崎大学
窪田 直美	公立丹南病院	藤田 さやか	姫路大学
齋藤 正子	清泉女学院大学	山崎 達枝	長岡崇徳大学
酒井 明子	福井大学	山崎 由美子	清泉女学院大学
酒井 彰久	福井大学	渡邊 智恵	日本赤十字広島看護大学

(5) 活動体制および活動基準：

①先遣隊登録者は、一定規模の災害が発生した場合に先遣隊活動の根拠と目的を明確にして原則 24 時間以内にネットワーク活動委員長・理事長/副理事長のいずれかに派遣の意思を連絡する。

<一定規模の災害>

災害対策基本法が定めるところの自然現象（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等）で、本学会が活動する必要があると判断される規模の災害や被害状況が発生している場合。

②ネットワーク活動委員長・理事長/副理事長は先遣隊派遣を決定し理事・監事へメール等で報告する。

③ネットワーク活動委員長は、ネットワーク活動委員会へ先遣隊派遣の決定を連絡する。

④ネットワーク活動委員長は、以下の先遣隊派遣にかかる調整や確認を行う。

- ・派遣者と派遣計画（安全管理上原則 2 名 1 チームとすること）
- ・活動目的と活動計画
- ・現地へのアクセス、移動手段や方法、ファーストコンタクトの候補者または組織

⑤先遣隊派遣者は活動期間中に以下についてネットワーク活動委員長へ報告する。

- ・安否情報ならびに活動状況
- ・日報による活動報告

⑥日報による活動報告は、原則として翌日までにはホームページに掲載する。

⑦先遣隊活動の継続または撤収についてはネットワーク活動委員長と相談・調整を行い決定する。

⑧先遣隊活動の記録は 2 週間以内にネットワーク活動委員長に提出する。

⑨学会等で発表する場合は、学会の取り組みとしての活動であることを明記する。